

茨城工業高等専門学校教員チューター制度実施要項

〔平成17年5月11日
制 定〕

(設置)

- 1 茨城工業高等専門学校（以下「本校」という。）に、教員チューター（以下「チューター」）を置く。

(職務)

- 2 チューターは、新たに採用された教員に対して、本校の教育、研究、管理運営等の業務について必要な指導・助言を行うものとする。

(推薦等)

- 3 新たに教員を採用しようとする各系長及び各部長は、各系内及び各部内に所属する教員のうちから、新たに採用しようとする教員ごとにチューターを選考の上、採用予定日の1月前までに校長に推薦するものとする。
- 4 校長は、前項の推薦に基づき、当該教員にチューターを命ずる。

(任期)

- 5 チューターの任期は、1年とする。
- 6 チューターが任期満了前に辞任し、又は欠員となった場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

附 則

この要項は、平成17年5月11日から実施し、同年4月1日から適用する。

附 則

この要項は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成30年2月14日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

附 則

この要項は、令和3年3月9日から施行する。